「食料・農業・農村基本法」に「環境の保全」を!

## 2023年 1月21日(土)

11:00~16:30 (受付 10:30~)

場所:法政大学市ヶ谷キャンパス 富士見ゲートG 201 教室

(収容人数 355 人)

東京都千代田区富士見 2-17-1 JR総武線「市ケ谷」または「飯田橋<u>」下車</u>

1. 論点整理

オリザネット

2. 基調講演

法政大学 西澤栄一郎

3. 農業の有する多面的機能の発揮 の促進に関する法律の課題

日本自然保護協会

4. 環境NGOの意見

日本野鳥の会

世界自然保護基金ジャパン

ラムサール・ネットワーク日本

5. 意見交換

6. 今後の方向

★参加費 1000円(資料代含む)

★申込み 当日参加できます。準備の都合上、事前申込み推奨。 事前申込みいただける方は、下記 URL または QR

コードより 1/18 までにお願いします。

https://forms.gle/qgbSFP4FxqEhUSQR8



主催:生物多様性と農業政策研究会

(日本自然保護協会、日本野鳥の会、世界自然保護基金ジャパンラムサール・ネットワーク日本、オリザネット)



農林水産省は、「農政の憲法」といわれる「食料・農業・農村基本法」(以下「基本法」) の改正作業を進めています。食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を月2回程度開催し、2023年秋に結論を出すようです。各政党も独自で検証を進め提言をまとめるとのことです。

「基本法」には、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興の4つの理念があります。日本の農業政策は、4つの理念の実現を目指しています。このうち多面的機能は、国土保全、水源涵養、自然環境保全、良好な景観形成、文化の継承などで「適切かつ十分に発揮されなければならない。」と定められています(「基本法」第3条)。

実際はどうでしょうか。

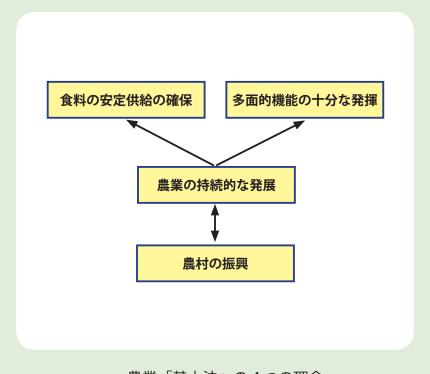
1999年に制定された「基本法」のもとで農地の集約化、土地改良、農薬、化学肥料、水管理、土壌管理などの近代化が進められ、農業の生産性は向上したものの、農村から多くの生きものが姿を消しました。

ゲンゴロウやタガメ、メダカが消え、サシバやシギ・チドリが減り、ガンやツルの生息 場所は特定の狭い地域に限られたままです。多くの淡水魚が、水路のコンクリート化や取 水堰のために、生息環境を壊され、水域の自由な移動がさまたげられました。「基本法」が 4つの理念の一つに掲げている多面的機能の一部が、ないがしろにされています。

農業の生産性や農家所得の向上、農村の振興は、今後も必要に思います。あわせてこれまで軽視されてきた自然環境を維持・向上することは、持続可能な農業を実現するためには不可欠です。

どうすればよいでしょうか。

食料・農業・農村基本法改正の動きの中で、同法に規定されている多面的機能の発揮という側面から、農業環境政策のあり方について考えていきたいと思います。



農業「基本法」の4つの理念